

# 選 択 約 款

## 時間帯別B契約

2024年9月15日実施

名張近鉄ガス株式会社

ガス小売事業者登録番号 E0102

## 目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	2
4. 使用量の算定	2
5. 料 金	2
6. 需給契約の補償料	3
7. 名義の変更	5
8. 契約の変更又は解消	5
9. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過補償料及び消費税等相当額 又は契約昼間使用量超過補償料及び消費税等相当額の精算	5
10. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料	6
11. 本支管工事費の精算	6
12. 緊急調整時の措置	6
13. その他	7
附 則	8
1. 本選択約款の実施期日	
2. 実施に伴う切替措置	
(別 表)	
1. 料金表 1 (時間帯別 B 契約第一種)	9
2. 料金表 2 (時間帯別 B 契約第二種)	9

## 1. 用語の定義

本選択約款において使用する用語は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大使用量」… 契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます。  
(小数点以下切捨て)
- (2) 「契約月別使用量」… 契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」… 契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」… 契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」… 契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「最大需要期」… 12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (7) 「最大需要月」… 最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」… 次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「昼間」… 午前7時から午後10時までをいいます。
- (10) 「夜間」… 午後10時から午前7時までをいいます。
- (11) 「契約昼間使用量」… 最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (12) 「契約夜間使用量」… 最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (13) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (14) 「単位料金の調整」… 当社は別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス小売供給約款23の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して料金を算定いたします。
- (15) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

## 2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対して選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍(小数点以下切り捨て)以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が820立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調

整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

### 3. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた時間帯別B契約第一種、時間帯別B契約第二種いずれかを当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
  - ① 契約最大使用量
  - ② 契約昼間使用量
  - ③ 契約夜間使用量
  - ④ 契約年間使用量
  - ⑤ 契約年間引取量
  - ⑥ 契約月平均使用量
  - ⑦ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後同様といたします。
- (4) お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、変更後の契約適用開始日は原則として、毎月15日までに契約成立となった分については当月定例検針日の翌日とし、毎月15日を超えて契約成立となった分については翌月定例検針日の翌日といたします。ただし、開栓と同時に申し込みをいただいた場合は、ガスの使用を開始した日（開栓日）より適用開始できるものといたします。

### 4. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。

当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社（導管部門）負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。）

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量を算定いたします。

### 5. 料 金

- (1) 当社は、時間帯別B契約第一種には別表の料金表1を、時間帯別B契約第二種には別表の料金表2を適用して、4の規定により算定した使用量に基づき、料金を算定いたします。
- (2) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は、(1)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(1)の従量料金に準じて算定いたします。

## 6. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料及び契約昼間使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料（消費税等相当額を含みます。）を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものいたします。

ただし、次の（１）、（２）及び（５）が重複して生じた場合には、いずれか高いもの（消費税等相当額を含みます。）を申し受けるものいたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の全額を切り捨てます。

### （１）最大使用量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の 600 倍（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものいたします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{使用量の} \\ \text{600 倍に} \\ \text{相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める月別契約量に各月の} \\ \text{単位料金を乗じたものの} \\ \text{合計額を契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点第3位以下を} \\ \text{四捨五入した額} \\ \times 3 \end{array} \right\}$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス小売供給約款に定めるガス使用契約を適用して算定される早收料金総額の 103 パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。

### （２）年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月当たり平均実績使用量／最大需要期の1か月当たり平均実績使用量)×100をいいます。〕が 75 パーセント（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものいたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{負荷率 75} \\ \text{パーセン} \\ \text{トに相当} \\ \text{する年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める月別契約量に各月の} \\ \text{単位料金を乗じたものの} \\ \text{合計額を契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点第3位以下を} \\ \text{四捨五入した額} \\ \times 3 \end{array} \right\}$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス小売供給約款に定めるガス使用契約を適用して算定される早収料金総額の 103 パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものとしたします。

（備考）

負荷率 75 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要月の実績使用量に 0.75 を乗じ、その量を 12 倍した量としたします。

### （3）契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料としたします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left\{ \left[ \begin{array}{c} \text{契約} \\ \text{年間} \\ \text{引取量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{実績} \\ \text{年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \left[ \begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に} \\ \text{定める月別契約量に各月の} \\ \text{単位料金を乗じたものの} \\ \text{合計額を契約年間使用量で} \\ \text{除し、小数点第3位以下を} \\ \text{四捨五入した額} \end{array} \right]$$

### （4）契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の 1 時間当たりの使用量が契約最大使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料としたします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left\{ \left[ \begin{array}{c} \text{最大の} \\ \text{1時間} \\ \text{当たりの} \\ \text{使用} \\ \text{量} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{契約} \\ \text{最大} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right] \right\} \times \left[ \begin{array}{c} \text{契約種} \\ \text{別の流} \\ \text{量基本} \\ \text{料金相} \\ \text{当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right] \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料としたします。

#### (5) 契約屋間使用量超過補償料

最大需要期のいずれかの月において屋間使用量の実績が契約屋間使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を契約屋間使用量超過 補償料といたします。

$$\text{契約屋間使用量超過補償料} = \left\{ \left( \begin{array}{c} \text{その月} \\ \text{の屋間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{契 約} \\ \text{屋 間} \\ \text{使用量} \\ \times 1.05 \end{array} \right) \right\} \times \left( \begin{array}{c} \text{契約種} \\ \text{別の屋} \\ \text{間基本} \\ \text{料金相} \\ \text{当単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right) \times 12$$

ただし、それ以前に契約屋間使用量超過補償料を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約屋間使用量超過補償料といたします。

#### 7. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

#### 8. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは本供給条件が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（2の適用条件を満たさなくなった場合及び6の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

#### 9. 契約の変更又は解消に伴う契約最大使用量超過補償料（消費税等相当額を含みます。）又は契約屋間使用量超過補償料（消費税等相当額を含みます。）の精算

契約期間中において契約の変更又は解消が生じた場合であって変更月又は解消月以前に契約最大使用量超過補償料又は契約屋間使用量超過補償料を申し受け、若しくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各補償料（消費税等相当額を含みます。）を算定しなおして精算いたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、8（1）の規定による契約の変更又は解消であって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは8（2）の規定による契約の解消であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料（消費税等相当額を含みます。）又は契約屋間使用量超過補償料（消費税等相当額を含みます。）の精算は行いません。

## 10. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、8（1）の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは8（2）の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（1）新たに本供給条件に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left( \begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right)$$

（2）新たに本供給条件に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量又は契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left\{ \left( \begin{array}{l} \text{前契約の} \\ \text{1か月当} \\ \text{たりの基} \\ \text{本料金} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{新契約の} \\ \text{1か月当} \\ \text{たりの基} \\ \text{本料金} \end{array} \right) \right\} \times \left( \begin{array}{l} \text{解消日の} \\ \text{翌月から} \\ \text{前契約終} \\ \text{了月まで} \\ \text{の残存月} \\ \text{数} \end{array} \right)$$

## 11. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額（消費税等相当額を含みます。）を全額申し受けます。

## 12. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1、別表の料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、6の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

（1）定額基本料金割引額 =

$$\begin{array}{r} \text{定額基本} \\ \text{料 金} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

(2) 流量基本料金割引額 =

$$\begin{array}{ccccccc} \text{流量基本} & & \text{契約最大} & & \text{調整時間} & & \text{1時間当たりの平均調整量} \\ & & \times & & \times & & \times \\ \text{料金単価} & & \text{使用量} & & \frac{\text{当該月の時間数}}{\text{}} & & \frac{\text{}}{\text{契約最大使用量}} \end{array}$$

(3) 昼間基本料金割引額 =

$$\begin{array}{ccccccc} \text{昼間基本} & & \text{契約昼間} & & \text{調整時間} & & \text{1時間当たりの平均調整量} \\ & & \times & & \times & & \times \\ \text{料金単価} & & \text{使用量} & & \frac{\text{当該月の時間数}}{\text{}} & & \frac{\text{}}{\text{契約昼間使用量}} \end{array}$$

(4) 夜間基本料金割引額 =

$$\begin{array}{ccccccc} \text{夜間基本} & & \text{契約夜間} & & \text{調整時間} & & \text{1時間当たりの平均調整量} \\ & & \times & & \times & & \times \\ \text{料金単価} & & \text{使用量} & & \frac{\text{当該月の時間数}}{\text{}} & & \frac{\text{}}{\text{契約夜間使用量}} \end{array}$$

### 13. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

## 附 則

### 1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2024年9月15日から実施いたします。

### 2. 実施に伴う切替措置

2024年9月の定例検針日以降で且つ10月1日以降に初めて支払い義務が発生する料金から、本選択約款を適用します。なお、2024年9月30日までに支払い義務が発生する料金は、本選択約款の実施前の選択約款に基づき料金を算定するものいたします。

(別 表)

1. 料金表 1 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金 (甲)

① 定額基本料金

1 か月につき	60,038.00円
---------	------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,128.74円
-------------	-----------

(2) 基本料金 (乙)

① 昼間基本料金単価

1 立方メートルにつき	15.04円
-------------	--------

② 夜間基本料金単価

1 立方メートルにつき	5.79円
-------------	-------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	112.03円
-------------	---------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款 23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

2. 料金表 2 (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金 (甲)

① 定額基本料金

1 か月につき	33,088.00円
---------	------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,128.74円
-------------	-----------

(2) 基本料金 (乙)

① 昼間基本料金単価

1 立方メートルにつき	15.04円
-------------	--------

② 夜間基本料金単価

1 立方メートルにつき	5.79円
-------------	-------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	118.34円
-------------	---------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款 23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。